

議員提出議案第2号

令和7年5月27日

阿見町議会傍聴規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 野口 雅弘 殿

提出者	阿見町議会議員	久 保 谷 充
賛成者	〃	栗 原 宜 行
〃	〃	久 保 谷 実
〃	〃	海 野 隆
〃	〃	高 野 好 央
〃	〃	石 引 大 介

(提案理由)

本案は、地方自治法第130条第3項の規定に基づく会議の傍聴に関し必要な規則について、傍聴人の守るべき事項等を現在の社会情勢に合わせたものに改めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に規定する行政機関等の義務となる合理的配慮に対応した規定とするため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会傍聴規則の一部を改正する規則

阿見町議会傍聴規則（昭和 62 年阿見町議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加え、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 議長は、傍聴人の数が前項の定員に達したときは、以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。

第 4 条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第 5 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、同条第 5 項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 7 項を第 6 項とする。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

第 7 条第 1 項第 1 号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第 7 条第 1 項中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号を削り、同項第 9 号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「必要」の次に「がある」を加え、「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第 1 号から第 5 号まで」を「前項第 1 号及び第 2 号」に、「物品」を「物」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真の撮影、録音、録画等(特に議長の許可を得たものを除く。)をしないこと。

第 8 条第 5 号から第 7 号までを削り、同条第 8 号中「、又は議事の妨害」を「、会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 9 条を削る。

第 10 条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

阿見町議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 一般席の定員は、30人とする。<u>傍聴人がこの定員に達したときは、議長は、以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。</u></p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、<u>氏名及び年齢</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>傍聴人が</u>入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>6 <u>傍聴人は</u>、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす</u>おそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 一般席の<u>傍聴人の</u>定員は、30人とする。</p> <p>2 <u>議長は、傍聴人の数が前項の定員に達したときは、以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。</u></p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所<u>及び氏名</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に</u>入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>5 <u>傍聴券の交付を受けた者は</u>、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。<u>ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、刃物、棒その他他人に危害を加える</u>おそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>類を携帯している者</p> <p>(3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、<u>傍聴人</u>に対し、係員をして、<u>前項第1号から第5号までに規定する物品</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p>	<p><u>為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要<u>がある</u>と認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者</u>に対し、係員をして、<u>前項第1号及び第2号に規定する物</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(3) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(8) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p>第9条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(5) その他議場の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、又は他人の迷惑</u>となるような行為をしないこと。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 (略)</p>	